

農畜産物ブランド力強化支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、本県農業の生産振興等を図ることを目的として、山梨県農畜産物販売強化対策協議会（以下「協議会」という。）が実施する消費宣伝活動等に関する事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。その補助金の交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 補助対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、以下のとおりとする。

- (1) 県産農畜産物のブランド力強化と販売促進に関すること。
- (2) 農産物直売所を核とした消費拡大、プロモーションに関すること。
- (3) 新たな「やまなしファン」の獲得に関すること。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、協議会が実施する前条に掲げる補助対象事業に必要な経費とする。

(補助率)

第4条 補助率については、1/2以内とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする協議会は、規則第4条の規定により、県が別に定める期日までに補助金交付申請書（第1号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 協議会は、前項の申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、当該申請に係る書類の審査等を行い、補助金を交付すべきと認めるときは、速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書（第2号様式）を協議会に送付するものとする。

(補助金の交付条件)

第7条 補助金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) この補助金は、補助対象事業以外に使用してはならない。
- (2) 補助対象事業に要する経費の配分又は内容等を変更（中止、廃止）する場合は、変更（中止、廃止）承認申請書（第3号様式）により、知事の承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の各事業経費相互間におけるいずれか低い額の20%以内を変更させる場合又は補助対象事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りでない。
- (3) 知事は、第5条第2項の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入れ控除税額を減額して交付決定するものとする。
- (4) 知事は、第5条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(実績報告書の提出)

第8条 協議会は補助対象事業が完了したときは、規則第12条の規定により、補助対象事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 第5条第2項ただし書の規定により交付申請をしたときは、前項の規定により実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(額の確定)

第9条 知事は、実績報告書の提出を受けた場合には、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうか調査をし、適合すると認められた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金

額の確定通知書（第5号様式）により協議会に通知するものとする。

- 2 知事は、協議会に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から25日以内とする。ただし、当該補助金の返還のための予算措置につき、やむを得ない事情により、この期限により難しい場合には、協議会の申請に基づき、補助金の額の確定の通知の日から90日以内で知事が別に定める日以内とすることができる。
- 4 第2項の場合において、返還期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の交付）

- 第10条 補助金の交付は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは概算払いにより交付することができる。
- 2 前項の規定により、概算払いを受けようとする場合は、概算払請求書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

- 第11条 協議会は、補助対象事業完了後、申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額報告書（第7号様式）により速やかに、知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（書類の保管）

- 第12条 補助対象事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助対象事業終了の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

附則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。
- 3 農産物ブランド化支援事業費補助金交付要綱は廃止する。ただし、農産物ブランド化支援事業費補助金交付要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の廃止後もなおその効力を有する。

第1号様式（第5条関係）

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

山梨県農畜産物販売強化対策協議会
会 長 氏 名

年度農畜産物ブランド力強化支援事業費補助金交付申請書

このことについて、次のとおり補助金の交付を受けたいので、農畜産物ブランド力強化支援事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 事業計画書 別紙のとおり

※押印を省略しても差し支えない

事業計画(実績)書

1 事業の目的

2 事業の内容

3 負担の区分

(単位：円)

事業費	負担区分		備考
	県補助金	農業者等負担金	
計			

4 事業完了(予定)年月日

年 月 日

5 収支予算(精算)

(1) 収入の部

(単位：円)

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
県補助金					
農業者等 負担金					
計					

(2) 支出の部

(単位：円)

補助対象事業	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
県産農畜産物のブランド力強化と販売促進に関すること					
農産物直売所を核とした消費拡大、プロモーションに関すること					
新たな「やまなしファン」の獲得に関すること					
計					

6 添付資料

協議会規約、事業概要

(実績報告書の場合は事業実施結果・評価、アンケート結果等関係書類)

山梨県農畜産物販売強化対策協議会会長 殿

知 事 名

年度農畜産物ブランド力強化支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号をもって申請のあった農畜産物ブランド力強化支援事業費補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、規則第7条の規定により通知する。

1 補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。

2 補助対象事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助対象事業に要する経費	円
補助金額	円

3 補助対象事業の期間は、年 月 日から 年 月 日までとする。

4 補助金の交付の条件は、次のとおりとする。

(1) 補助対象事業に要する経費の配分又は補助対象事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。

ア 補助対象経費の各事業経費相互間におけるいずれか低い額の20%以内の経費の配分の変更

イ 補助対象事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更

(2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助対象事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間中においては、知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(5) 知事は、農畜産物ブランド力強化支援事業費補助金交付要綱第5条ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととする。

5 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

(1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 補助金の他の用途への使用をしたとき。

イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

ウ 補助対象事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき。

エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき。

(2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助対象事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

6 補助対象事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助対象事業の遂行状況について報告させることがある。

7 補助対象事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は ○○年4月10日のいずれか早い期日までに、補助対象事業の成果を記載した実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

8 補助対象事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助対象事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

山梨県知事 殿

山梨県農畜産物販売強化対策協議会
会 長 氏 名

年度農畜産物ブランド力強化支援事業費補助金
変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、次のとおり変更（中止、廃止）したいので、農畜産物ブランド力強化支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により申請いたします。

1 変更（中止、廃止）の理由

2 変更（中止、廃止）事業の内容

※ 以下、第1号様式に準じ、変更前と変更後を二段書きとし、変更前を（ ）書きで上段に記載する。

山梨県知事 殿

山梨県農畜産物販売強化対策協議会
会 長 氏 名

年度農畜産物ブランド力強化支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました農畜産物ブランド力強化支援事業費補助金については、事業が完了しましたので、農畜産物ブランド力強化支援事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて報告いたします。

1 交付決定額 金 円

2 事業実績書 別紙のとおり

※ 以下、第1号様式に準じ記載する。

3 支払いの方法 口座振替

振込先銀行名 _____ 預 金 種 別 _____

口 座 名 _____ 口 座 番 号 _____

※押印を省略しても差し支えない

第5号様式（第9条関係）

番 年 月 日
号

山梨県農畜産物販売強化対策協議会会長 殿

知 事 名

年度農畜産物ブランド力強化支援事業費補助金額の確定通知書

年 月 日付け 第 号をもって申請のあった農畜産物ブランド力強化支援事業費補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）第13条の規定により、次のとおり確定したので通知します。

確定額	金	円
概算払済み額	金	円
精算払額	金	円

番 年 月 日 号

山梨県知事 殿

山梨県農畜産物販売強化対策協議会
会 長 氏 名

年度農畜産物ブランド力強化支援事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった農畜産物ブランド力強化支援事業費補助金について、農畜産物ブランド力強化支援事業費補助金交付要綱第10条第2項の規定により、次のとおり概算払の請求をいたします。

1 概算払請求額 金 円

2 内 訳

補助金交付 決定額 ①	既概算交付額 ②	差 引 額 ①-②=③	今 回 概 算 請 求 額 ④	備 考

3 概算払請求の理由

4 支払いの方法 口座振替

振込先銀行名 _____ 預 金 種 別 _____

口 座 名 _____ 口 座 番 号 _____

※押印を省略しても差し支えない

山梨県知事 殿

山梨県農畜産物販売強化対策協議会
会 長 氏 名

年度農畜産物ブランド力強化支援事業費補助金消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった、農畜産物ブランド力強化支援事業費補助金について、農畜産物ブランド力強化支援事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定により報告します。

- 1 補助金の額の確定額（ 年 月 日付け第 号による額の確定通知額）
金 円
- 2 補助金の確定時に減額した消費税等仕入控除税額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還相当額
金 円
- 5 その他添付資料

※押印を省略しても差し支えない